

○学校法人大東文化学園役員等報酬規程

昭和56年2月19日

制定

改正	昭和56年12月18日	昭和58年3月9日
	昭和59年3月30日	昭和60年2月14日
	昭和60年4月19日	昭和62年1月16日
	昭和62年3月26日	昭和62年11月25日
	平成3年10月30日	平成4年3月24日
	平成11年12月22日	平成17年3月23日
	平成20年3月19日	平成29年4月26日
	平成30年2月28日	平成30年7月25日
	令和2年2月27日	令和4年5月25日
	令和7年2月27日	令和7年6月11日

(目的)

第1条 学校法人大東文化学園（以下「学園」という。）役員等の報酬に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(役員等の定義)

第2条 役員等とは、学園の寄附行為第5条第1項に定める役員、第2項に定める評議員をいう。

(常勤役員の報酬)

第3条 役員等のうち、常勤役員（監事を除く。）の報酬は別表1に定める年俸額を基礎とし、年俸額の12分の1（1,000円未満の端数は切捨て）に相当する額を、月のはじめに就任したときはその月から、月の途中で就任したときにはその翌月から支給する。

2 削除

3 削除

4 学園に本務をもつ者が常勤役員（監事を除く。）になった場合の報酬は、その者が常勤役員に就任した月から本条第1項に定める報酬を支給（月途中の就任については翌月から）し、その期間については本務として学園から受ける給与はその支給を停止する。

5 各常勤役員の報酬は、別表1に基づき、理事会が決定する。

第4条 削除

(報酬の支給日等)

第5条 第3条に定める報酬の支給日等は、学園給与規則に準ずる。

第6条 削除

(理事の報酬)

第7条 常勤理事以外の理事の報酬は、年額450,000円とする。ただし、学園に本務をもつ常勤理事以外の理事については、年額120,000円とする。

(監事の報酬)

第8条 常勤監事の報酬は、年額7,200,000円とする。

2 常勤監事以外の監事の報酬は、年額1,200,000円とする。

(評議員の報酬)

第9条 寄附行為第5条第2項に定める評議員の報酬は年額150,000円とする。ただし、学園に本務をもつ評議員については、年額50,000円とする。

2 削除

(報酬の支給日)

第10条 第7条、第8条及び第9条に定める報酬は、6月25日及び12月25日の2回に分けて支払うものとする。ただし、これらの日が休日のときは、その前日に支払うものとする。

2 前項の定めに関わらず第8条第1項に定める常勤監事の報酬は、年額の12分の1(1,000円未満の端数は切捨て)に相当する額を、月のはじめに就任したときはその月から、月の途中で就任したときにはその翌月から毎月25日に支払うものとする。ただし、これらの日が休日のときは、その前日に支払うものとする。

(実費弁償)

第11条 第3条、第7条、第8条及び第9条に定める報酬のほか、役員等がそれぞれの職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

2 理事会、評議員会への出席のための交通費については、実費を支給し、宿泊を伴う場合には、宿泊費として実費(上限14,000円)を支給する。

第12条 削除

(退職金)

第13条 第2条に定める役員等について退職金を支払わない。ただし、学園の給与規則に基づく退職金についてはこの限りでない。

(公表)

第14条 学園は、この規程をもって、私立学校法第151条第2号に定める報酬等の支給の

基準として公表する。

(補則)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年12月18日)

この規程は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(昭和58年3月9日)

この規程は、昭和57年4月1日に遡り適用する。

附 則(昭和59年3月30日)

別表1の改正は、昭和58年4月1日に遡り適用する。

附 則(昭和60年2月14日)

別表1の改正は、昭和59年4月1日に遡り適用する。

附 則(昭和60年4月19日)

この規程は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則(昭和62年1月16日)

この規則は、昭和61年4月1日に遡り適用する。

附 則(昭和62年3月26日)

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年11月25日)

この規程は、昭和62年4月1日に遡り適用する。

附 則(平成3年10月30日)

この規程は、平成3年6月30日に遡り適用する。

附 則(平成4年3月24日)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月22日)

この規程は、平成11年12月22日から施行し、平成11年7月1日から適用する。

附 則(平成17年3月23日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月19日）

- 1 この規程は、平成20年3月19日から施行する。
- 2 学校法人大東文化学園役員等報酬規程施行細則は、廃止する。

附 則（平成29年4月26日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月28日）

改正 平成30年7月25日

- 1 この規程は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 第3条に規定する常勤役員の報酬について、規程改正に伴う経過措置として、次の表に基づき支給することとする。

職種	年俸額	
	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
常勤の理事長	14,148,000円	13,854,000円
	16,794,000円	16,470,000円
	19,476,000円	19,152,000円
その他の常勤役員	13,080,000円	12,852,000円
	15,528,000円	15,276,000円
	18,006,000円	17,760,000円

附 則（平成30年7月25日）

- 1 この規程は、平成30年6月30日から適用する。
- 2 平成30年2月28日制定の附則第2項を次のとおり改める。
 - 2 第3条に規定する常勤役員の報酬について、規程改正に伴う経過措置として、次の表に基づき支給することとする。

職種	年俸額	
	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
常勤の理事長	14,148,000円	13,854,000円
	16,794,000円	16,470,000円
	19,476,000円	19,152,000円
その他の常勤役員	13,080,000円	12,852,000円
	15,528,000円	15,276,000円

	18,006,000円	17,760,000円
--	-------------	-------------

附 則（令和 2 年 2 月 27 日）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 25 日）

この規程は、令和 4 年 5 月 25 日から施行する。

別表 1

職種	年俸額
常勤の理事長	13,626,000円
	16,188,000円
	18,816,000円
その他の常勤役員	12,636,000円
	15,012,000円
	17,448,000円

附 則（令和 7 年 2 月 27 日）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月 11 日）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日に遡って施行する。ただし、第 9 条第 2 項の規程は、令和 7 年度の定時評議員会の終結時以降に就任する評議員から適用する。